県の動物愛護行政について

令和８年度動物取扱責任者研修

富山県厚生部生活衛生課



目次

1　動物取扱業に関すること
　～手続き、法令等～

2　県の動物愛護管理業務の推移

目次

1　動物取扱業に関すること
～手続き、法令等～

2　県の動物愛護管理業務の推移

登録の更新

法第13条

登録の更新・・・５年ごと

令和８年７月１日より手数料を値上げしました。
収入証紙は廃止され、オンライン支払（クレジットカード、Pay-easyまたは Paypay）か手数料収納窓口での支払いになりました。（富山市の事業所を除く）

《必要なもの》

- 手数料　９，９００円
- 更新申請書【様式4】
- 申請者及び事業所の統括者が法第１２条第１項第１号から第７号の２までに該当しないことを示す書類
- 業務の実施の方法【様式第１別記】 販 貸



※その他の書類は新規登録時、前回の更新時から変更がなければ省略可能

登録申請時の内容の変更

法第１４条
施行規則５条

事前の変更届提出が必要なもの

- 業務の内容及び実施の方法　（様式第５）
- 飼養施設を持たない登録業者が新たに施設を設置　（様式第６）
- 新たに犬猫の販売または繁殖を開始　（様式第６の２）

変更後30日以内に変更届提出が必要なもの

氏名・名称・住所・代表者氏名
事業所の名称、所在地
動物取扱責任者の氏名
主として取り扱う動物の種類及び数
施設（事務所等）の所在地、構造及び規模、管理の方法
役員の氏名及び住所
営業時間等
犬猫等健康安全計画の内容
事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員

（様式第７）

犬猫等販売業をやめる　（様式第７の２）

記録台帳の作成・保管

法第21条の5
施行規則第10条の2
細目第２条、第５条　他

業種に応じて
必要な**記録台帳を作成**し、**５年間保管**することが
義務付けられています。

１販売時等における説明及び確認　販 貸

２飼養施設の点検状況の記録　販 貸 保 訓 展 譲 競

３動物の点検状況の記録　販 貸 保 訓 展 譲 競

飼養施設がある場合

４動物の繁殖実施状況の記録　販 貸 展

５動物の取引状況の記録　販 貸 保 訓 展 譲 競

６動物の個体に関する帳簿　販 貸 展 譲

法改正により追加

動物販売業者等の定期報告

施行規則第10条の３

販 貸 展 譲

毎年、前年度分の報告を

５月３０日までに

管轄の厚生センター・支所

富山市保健所へ届出

対象動物

- 犬猫：個体ごと
- 犬猫以外の哺乳類
- 鳥類
- 爬虫類

品種ごと



様式第11の2（第10条の3第1項関係）

年　月　日

厚生センター所長　殿

届出者　氏　名
（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）
住　所　〒
電話番号

動物販売業者等定期報告届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第21条の5第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1　事業所の名称							
2　事業所の所在地							
3　登録年月日	年　月　日						
4　登録番号							
5　年度当初に所有していた動物の合計数	犬：　頭，猫：　頭， その他哺乳類：　頭， 鳥類：　羽，爬虫類：　頭						
6　年度中に新たに所有するに至った動物の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
7　年度中に販売若しくは引渡しをした動物の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
8　年度中に死亡の事実が生じた動物の月		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						

標識の掲示

施行規則第7条

・第一種動物取扱業者は、顧客の出入口から見やすい位置に標識を掲示する必要がある。

・事業所以外の場所で営業する場合は、顧客と接する全ての職員の胸などに掲示（名札等）しなくてはならない。

《登録証の掲示でも可能》



第一種動物取扱業者標識

① 氏名又は名称	
② 事業所の名称	
③ 事業所の所在地	
④ 第一種動物取扱業の種別	
⑤ 登録番号	
⑥ 登録年月日	年　月　日
⑦ 有効期間の末日	年　月　日
⑧ 動物取扱責任者	

動物取扱業の広告

飼養管理基準
第２条７項ケ

第一種動物取扱業者の広告には、以下の項目を掲載すること。

- 動物取扱業者の氏名又は法人の名称
- 事業所の名称
- 事業所の所在地
- 第一種動物取扱業の種別
- 登録番号
- 登録年月日
- 登録の有効期間の末日
- 動物取扱責任者の氏名

ホームページにも掲載が必要です

すべて第一種動物取扱業登録証に記載されている内容

安易な飼養・保管の助長を防止するため、以下のように誤解を招く内容は掲載しないこと。

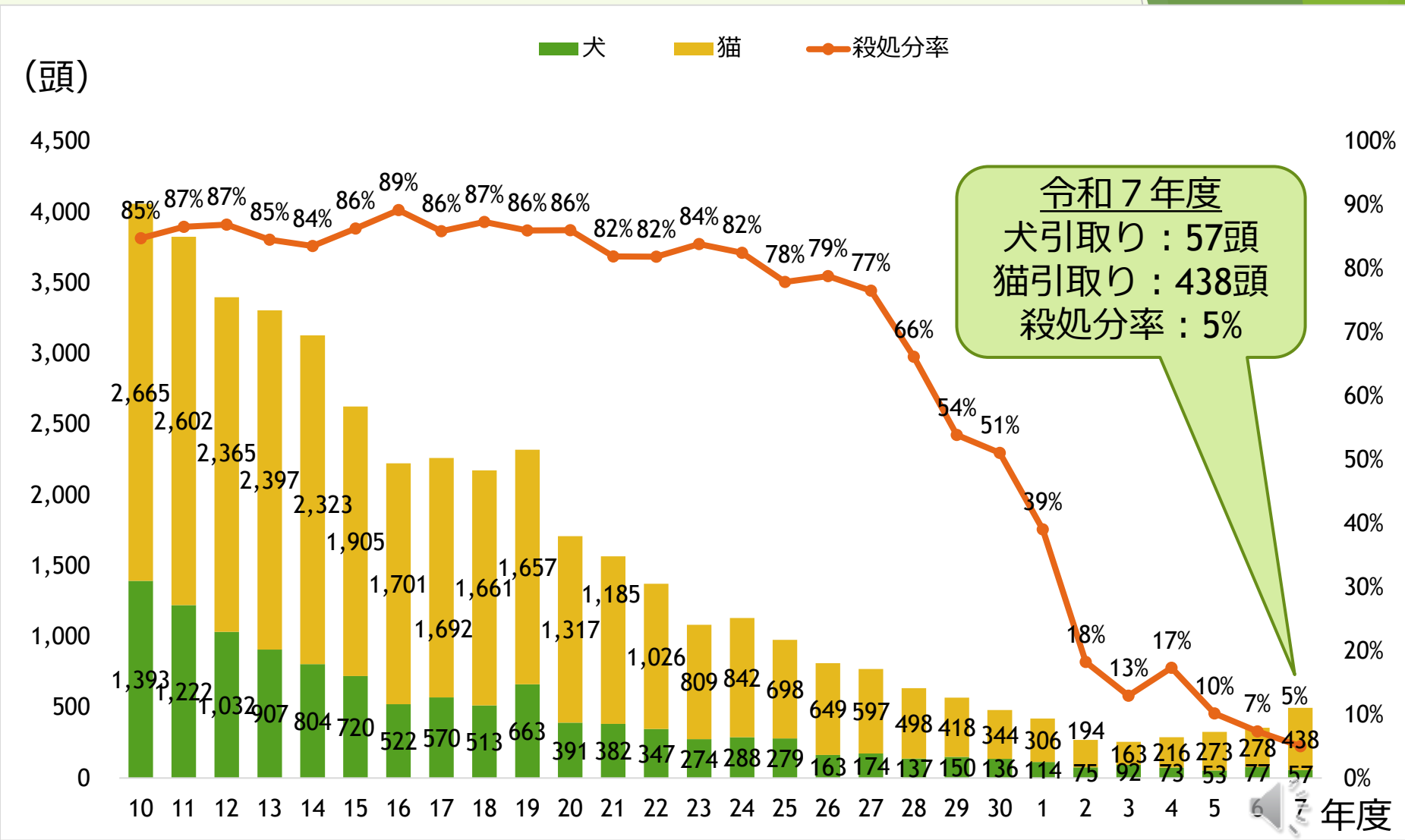
- 事実に反した飼養・保管が容易であると誤解させる内容
- 幼齢時の愛らしさを過度に強調した内容
- 生態及び習性に反した行動等を過度に強調した内容

目次

1　動物取扱業に関すること
～手続き、法令等～

2　県の動物愛護管理業務の推移

富山県の犬猫の引取り頭数の推移

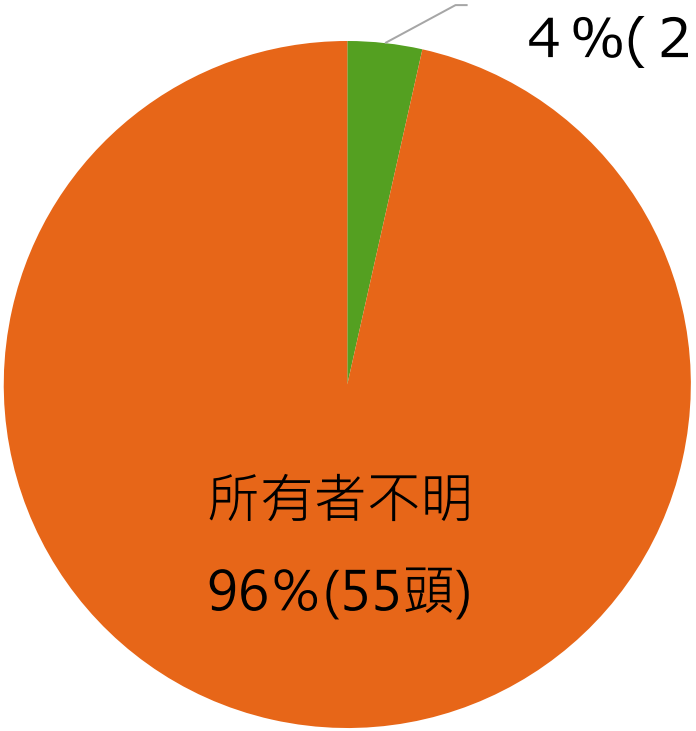


引取り頭数＝保護頭数（犬のみ）＋引取り頭数＋負傷動物収容頭数

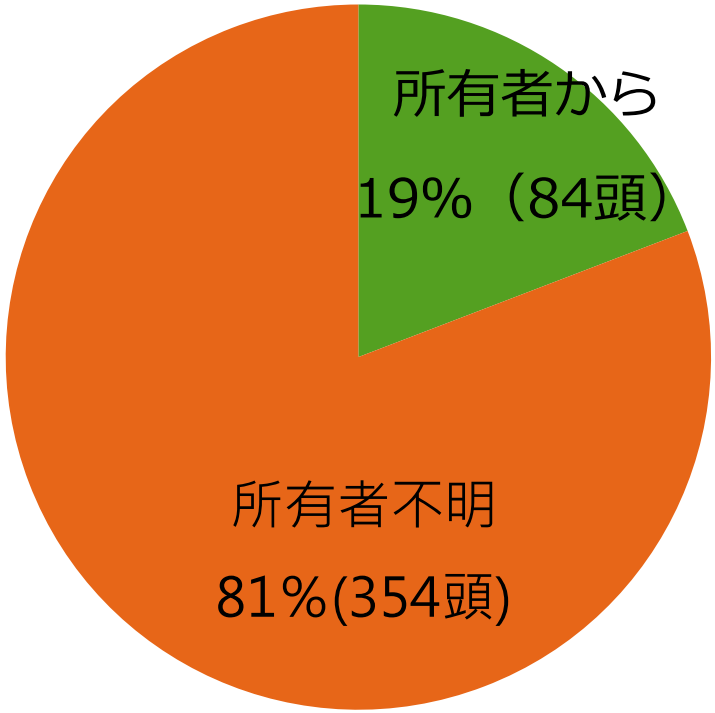
殺処分率＝殺処分数÷引取り頭数×100

富山県の犬猫引取り頭数内訳（Ｒ７）

犬（Ｒ７）

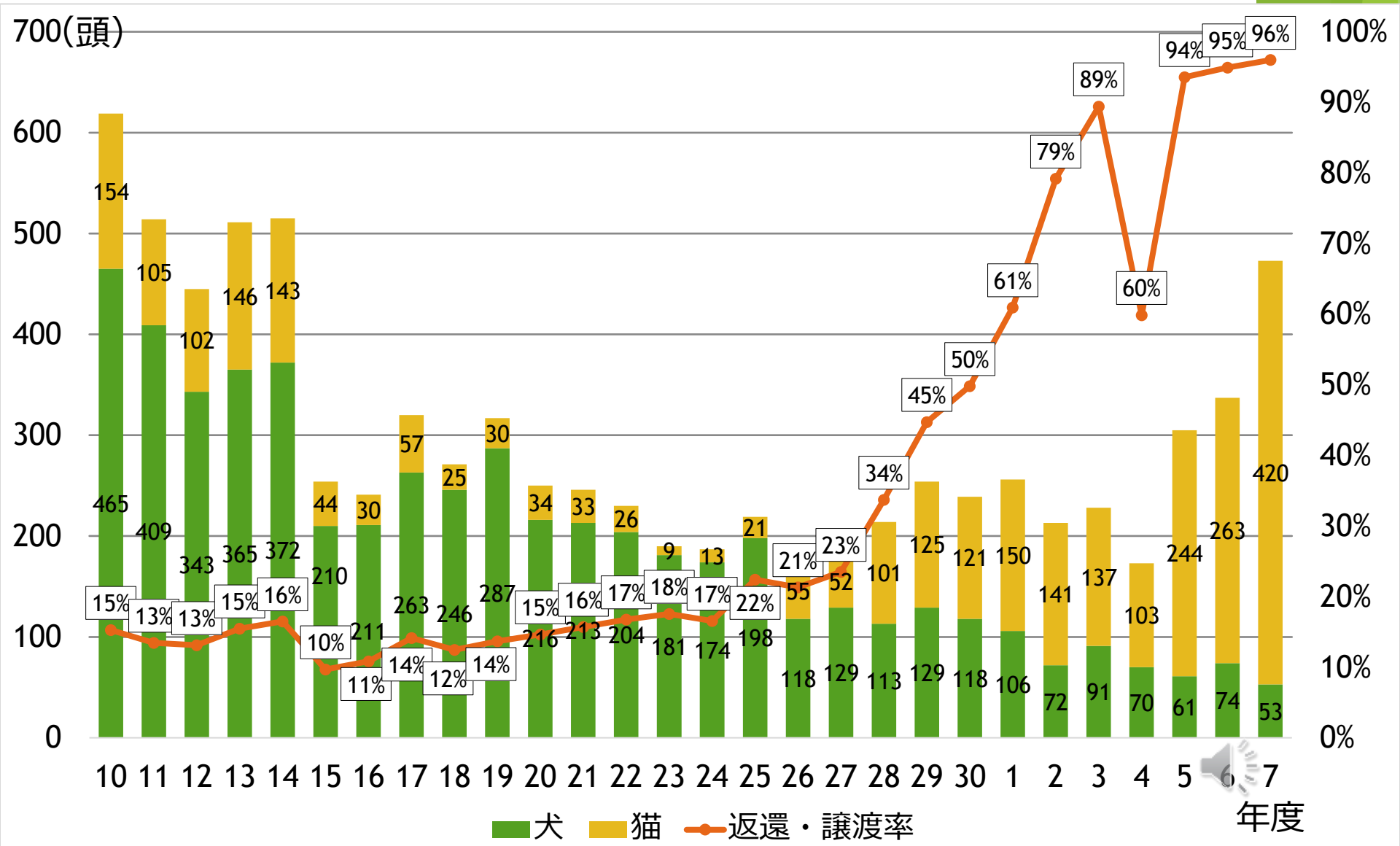


猫（Ｒ７）



所有者不明＝保護頭数（犬のみ）＋拾得者から＋負傷動物収容頭数

富山県の犬猫の返還・譲渡頭数の推移



返還・譲渡率＝犬猫返還・譲渡頭数÷犬猫引取り頭数×100

「人と動物の共生する社会」の実現にむけて

動物愛護管理推進計画

＜目的＞

「人と動物の共生する社会」の実現にむけ、行政、関係団体、地域社会が**連携・協働**して動物愛護管理の推進を図ること

- **県**の役割
 - 動物愛護の普及啓発（終生飼養、譲渡事業、虐待防止など）
 - 動物取扱業者への監視指導

 （責任者研修も含む）
 - 動物由来感染症対策

 など

- **動物取扱業者**の役割
 - 適正な動物の取扱い
 - **動物の専門家として一般の方への助言**

 など

「人と動物の共生する社会」の実現のため、
大切な役割の一つ

とやま動物愛護ホームページ

https://www.pref.toyama.jp/1207/kurashi/seikatsu/seikatsu/doubutsuaigo/index.html



とやま動物愛護ホームページ

https://www.pref.toyama.jp/1207/kurashi/seikatsu/seikatsu/doubutsuaigo/index.html



動物取扱業の手続きの様式等も掲載しています。

お話ししたこと

1　動物取扱業に関すること
～手続き、法令等～

2　県の動物愛護管理業務の推移

参考：ホームページ

- とやま動物愛護ホームページ（富山県）

 http://www.pref.toyama.jp/sections/1207/doubutsuaigo/index.html

- 公益社団法人　富山県獣医師会ホームページ

 http://www.toyamavet.or.jp/

- 「動物の愛護と適切な管理」環境省

 http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/

受講確認テスト　問３キーワード

受講確認テストURLは動画の概要欄に記載しています。

問３の入力欄には以下のキーワード（文字列）を入力してください。

定期報告

必要に応じて動画を一時停止して、メモ等に記録してください。



県の動物愛護行政について

ご清聴ありがとうございました。

